

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

東京都千代田区九段北三丁目2番6号 リード東京ビル6階
司法書士 山本 敬晃

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い
(案)」について

質問1～質問4について

【意見】

報酬性はないものと考えますので、この提案に同意しません。

【上記の理由】

- ① 有償ストックオプションは、付与時に独立した第三者評価機関の評価に基づく公正価値での対価の払込みを行っており、報酬性はないものと考えます。
- ② ①のとおり、付与時に公正価値での払込みを行っているため、株価下落等による元本毀損（損失発生）のリスクがあるため、持株会等と同様の投資制度と解するのが当然と考えます。（損失が発生する報酬制度は存在しない。）
- ③ 税務上も権利行使時の給与等課税事由が生じないとし、給与所得に当たらないものとして取り扱われており、日本監査役協会の監査役監査実施要領（改訂版）においても、公正価値での発行のため、有利発行・報酬決議・事業報告での開示対象とはならないと明記されている。
- ④ 報酬としての性格を持つと考えられるとした理由の公開草案第17項(1)について、付与時の金銭の払込みという有償発行の本質（通常ストックオプションとの最大の相違点）を考慮せずに通常ストックオプションと同じ理論に当てはめるとする説明について納得することはできない。
- ⑤ 本草案の策定経緯において、「当初想定されてなかった有償ストックオプションの会計処理の基準が不明確であったため・・・」とあるが、既に導入している企業の会計処理については、企業と監査法人等の協議のもとで実施されており、会計処理についての多様性は見られなかったにも関わらず、あえて現状行われている取扱いと異なる取扱いとする理由・必要性があるとは思えない。
- ⑥ スタートアップ（ベンチャー）企業等の未公開企業では、資本政策の手段としても活用されており、新興企業・新興産業の育成・成長を阻害する要因となる。

質問5について

特になし

以上